

令和4年度八幡市職員採用試験募集要項

1 試験職種、採用予定人数及び受験資格

| 職 種 | 採用予定人数 | 受 験 資 格 |
|----------------------|----------|--|
| 事務職 A (一般事務) | 6名 程度 | (1) 平成7年4月2日以降に生まれた方 (2) 学歴は問いませんが、学校教育法による高等学校卒業程度の学力を有する方 |
| 事務職 B (手話通訳士) | 1名 | (1) 昭和42年4月2日以降に生まれた方 (2) 学歴は問いませんが、学校教育法による高等学校卒業程度の学力を有する方 (3) 手話通訳士又は都道府県及び政令指定都市認定手話通訳者の資格を有する方又は令和5年3月31日までに取得見込みの方 |
| 技師(土木) | 1名 | (1) 昭和57年4月2日以降に生まれた方 (2) 2級土木施工管理技士以上の資格を有する方又は令和5年3月31日までに取得見込みの方又は学校教育法による高等学校、高等専門学校、大学等の土木専門課程を卒業した方又は令和5年3月31日までに卒業見込みの方 |
| 消 防 職 | 2名 | (1) 平成7年4月2日以降に生まれた方 (2) 学歴は問いませんが、学校教育法による高等学校卒業程度の学力を有する方 (3) 普通自動車運転免許(AT限定は不可)を有する方又は令和5年3月31日までに取得見込みの方 (4) 採用後の通勤時間(片道)が概ね1時間以内の方 |
| 幼稚園教諭 保 育 士 I | 3名 | (1) 昭和62年4月2日以降に生まれた方 (2) 幼稚園教諭免許及び保育士資格の両方を有する方又は令和5年3月31日までに取得見込みの方 |
| 幼稚園教諭 保 育 士 II | 3名 | (1) 昭和52年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた方 (2) 幼稚園教諭免許及び保育士資格の両方を有する方又は令和5年3月31日までに取得見込みの方で、5年以上幼稚園教諭又は保育士として業務に従事した方(令和5年3月31日現在で5年以上従事) |
| | | ※幼稚園教諭・保育士 I 及び II の共通の注意事項 (注) 採用職種(幼稚園教諭又は保育士等)、配属施設(幼稚園、保育園又はこども園)は採用時に決定します。 (注) 幼稚園教諭免許の更新対象となった方、更新された方は更新講習修了確認証も併せて提出してください。(令和5年3月31日までに取得見込み可) (注) 保育士資格には、「保育士証」が必要です。(令和5年3月31日までに取得見込み可) |
| 保 健 師 | 1名 | (1) 昭和57年4月2日以降に生まれた方 (2) 保健師免許を有する方又は令和4年度の国家試験で取得見込みの方 |
| 技 術 員 (ごみ収集業務) | 2名 | (1) 平成8年4月2日以降に生まれた方 (2) 学歴は問いませんが、学校教育法による高等学校卒業程度の学力を有する方 (3) 中型自動車運転免許(8トン限定も可。AT限定は不可)を有する方又は令和5年3月31日までに取得見込みの方 |

1 試験職種、採用予定人数及び受験資格（続き）

| 職 種 | 採用予定人数 | 受 験 資 格 |
|---------------|--------|--|
| 調理員 (給食調理) | 1名 | (1) 昭和52年4月2日以降に生まれた方 (2) 学歴は問いませんが、学校教育法による高等学校卒業程度の学力を有する方 (3) 調理師免許取得後、学校や病院などの給食施設や飲食店等で3年以上飲食物の調理業務に直接従事した方（令和5年3月31日現在で3年以上従事） (注) 配属施設(保育園、こども園又は小学校)は採用時に決定します。 |

(注1) 上記の受験資格にかかわらず、地方公務員法第16条の各号に該当する方は受験できません。

(注2) 上記の免許・資格を指定の期日までに取得できなかった場合や卒業できなかった場合、その他、受験資格を満たしていない場合は試験に合格されても採用することはできません。

(注3) 日本国籍を有しない方は、公権力行使等の職（管理職を含む）に就くことはできません。

2 採用予定日

令和5年4月1日以降

3 試験の日時及び場所

| 区 分 | | 日 | 時 | 場 所 |
|-------|----------------------------|-----------|-----------------------|------------------------|
| 第1次試験 | 事務職A、B 消防職 | 9月18日(日) | 午前9時10分～午後1時(予定) | 八幡市文化センター (八幡高畑5-3) |
| | 調理員、技術員 | | 午前9時10分～午後0時(予定) | |
| | 技師(土木) 幼稚園教諭・保育士 保健師 | | 午前9時10分～午後3時(予定) | |
| 第2次試験 | 全職種 | 10月16日(日) | 詳細は第1次試験合格者に郵送で通知します。 | |
| 第3次試験 | 全職種 | 11月20日(日) | 詳細は第2次試験合格者に郵送で通知します。 | |

(注) 第1次試験日は、試験開始時間の10分前までに会場にお越しください。

4 試験の方法、内容等

| 試験区分 | | 内容・対象職種 |
|-------|-----------------------------------|--|
| 第1次試験 | 教養試験 | 公務員として職務遂行に必要な一般的知識及び知能等について筆記試験を行います。 (多肢選択式) 【対象】全職種 |
| | 作文試験 | 規定課題による文章表現力をみる試験を行います。(採点は第2次試験で行います。) 【対象】全職種 |
| | 専門試験 | 専門知識や専門技術について筆記試験を行います。(多肢選択式) 【対象】技師(土木)、幼稚園教諭・保育士、保健師 |
| 第2次試験 | 面接 | 個別面接を行います。 【対象】全職種 |
| | 適性検査 | 職務の遂行に必要な適性について検査を行います。 【対象】事務職A、B、技師(土木)、保健師 |
| | 実技試験 | ピアノ演奏と絵本の読み聞かせについて試験を行います。 【対象】幼稚園教諭・保育士 |
| | | 手話通訳に必要な能力について試験を行います。 【対象】事務職B |
| 体力検査 | 基礎的な体力について検査を行います。 【対象】消防職、技術員 | |
| 第3次試験 | 面接 | 個別面接を行います。 【対象】全職種 |

5 合否通知等

| 区分 | 発表の時期及び方法 | |
|-----------|-----------|-----------------------|
| 第1次試験合否通知 | 10月中旬(予定) | 受験者全員に郵送による文書通知を行います。 |
| 第2次試験合否通知 | 11月上旬(予定) | |
| 第3次試験合否通知 | 12月上旬(予定) | |

(注) 1. 電話、メール等による合否照会にはお応えできません。

2. 当該試験の受験資格を欠いている場合、合格を取り消します。

6 採用候補者名簿への登載及び採用

第3次試験の合格者のうち、八幡市職員採用候補者名簿への登載を希望された方は、成績上位の方から順に登載し、令和5年4月1日以降に必要なに応じて名簿登載順に採用します。名簿の登載有効期限は、令和6年3月31日までです。(採用候補者名簿への登載は、採用を確約するものではありません)

7 受験申込みの手続き

※インターネットでの申込みはできません。

※ホームページからダウンロードした様式を使用される場合、用紙はA4とし、**履歴書は両面印刷**をしてください。(両面印刷ができないときは、履歴書の表面と裏面を貼り合せて同形態にしてください。提出書類は自書に限ります。)

※写真は申込み前6カ月以内に撮影(正面、無帽、上半身、縦4cm×横3cm)したものに限り、写真の裏面に氏名を記載してください。(同じ写真が計3枚必要です。)

※提出書類の記載事項の不備や書類が揃っていない場合は、受け付けることができません。このために生じた申込みの遅延については責任を負えません。

郵送受付

| | |
|------|--|
| 受付期間 | 令和4年7月4日(月)～7月25日(月) 令和4年7月25日(月)までの消印があるものに限り受け付けます。 |
| 郵送先 | 〒614-8501 八幡市八幡園内75番地 八幡市役所 総務部人事課 (封筒の表に「 採用試験申込書類在中 」と朱書きのうえ、必ず 簡易書留 で送付してください。) |
| 提出書類 | ①八幡市職員採用試験申込書 ②受験票、写真票(それぞれに縦4cm×横3cmの写真を貼付したもの) ③市指定の履歴書(縦4cm×横3cmの写真を貼付したもの) ④返信用封筒(定形235 [㍉] ×120 [㍉]) 2通 2通とも郵便番号、住所、氏名を明記し、うち、 1通のみに84円分の切手 を貼り付けて提出してください。(受験票の送付に使用します。) ⑤受験資格に記載の資格・免許を有することが証明できるもの(免許の写し等。ただし、卒業証明、卒業見込証明、成績証明は申込時には提出の必要はありません。なお、取得見込みの場合は、その旨と取得予定日を「資格・免許欄」に記載してください。また、消防職、技術員(ごみ収集業務)の受験資格に必要な 自動車運転免許証は、両面の写し を提出してください。 |
| 注意事項 | ・郵便事情による遅れについては、一切責任を負いませんので、余裕をもって提出してください。 ・受験票は、一定期間経過後にまとめて発送します。受験票が8月12日(金)までに届かない場合は、八幡市役所総務部人事課までお問い合わせください。 |

8 申込書及び履歴書の取り扱い

不合格の方で、受験申込みの際に提出いただいた履歴書及び写真票の返却を希望される方は、受験者本人が本人であることを証明する書類(受験票又は官公庁が発行する写真貼付の証明書)を持参のうえ、各試験の可否通知日から1カ月以内に人事課へお越しください。(ただし、申込書は返却できません)

また、郵送での返却を希望される方は、返信用封筒1通(定形235[㍉]×120[㍉]、郵便番号、住所、氏名、受験番号、申込書類の返却希望の旨を明記、84円分の切手を貼付)を各試験の可否通知日から1カ月以内に人事課へ郵送してください。(郵送料金の改定があった場合は、改定分の切手を貼付してください。)

なお、各試験の可否通知日から1カ月を経過した時点で、提出書類は廃棄処分させていただきます。

9 給与等

(1) 給与は、八幡市職員の給与に関する条例等に基づき支給することになっています。初任給については次のとおりです。

(令和4年4月1日現在の基本給・月額)

| 区 分 | 大 学 卒 | 短 大 卒 | 高 校 卒 | 中 学 卒 |
|--------------------|----------|----------|----------|----------|
| 全職種 (技術員、調理員除く) | 182,200円 | 165,900円 | 154,900円 | 146,100円 |
| 技術員、調理員 | 181,400円 | 165,200円 | 154,200円 | 145,500円 |

- ・上記の額は、今後改定する場合があります。
- ・職歴等がある方は、その経歴に応じて初任給に加算する場合があります。
- ・このほか、地域手当、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当(いわゆるボーナス)等を、それぞれの支給規定に基づき支給します。

(2) 福利厚生制度は、京都府市町村職員共済組合(又は公立学校共済組合)及び京都府市町村職員厚生会への加入により、各種の給付や貸付等が受けられます。

10 採用試験の問い合わせ

その他、この試験に関することは下記へお問い合わせください。

八幡市役所総務部人事課(市役所2階)
〒614-8501 京都府八幡市八幡園内75
電話番号 075-983-1792(人事給与係)
ホームページ <http://www.city.yawata.kyoto.jp/>

台風などの自然災害等により、やむを得ず試験の日程・開始時刻を変更することがあります。
その場合は、八幡市ホームページでお知らせします。